

平成21年度から 国民健康保険税の 税率等が改正されます。

広報ごかにおいて、国民健康保険の財政状況等をシリーズで紹介してきましたが、国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように加入者の方が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

国民健康保険特別会計は、加入者の方に納めていただく国民健康保険税と国県町の公費で運営しています。

当町の国民健康保険財政は、社会保障費の縮減をはじめ、急速な加入者の高齢化や医療費の増加、後期高齢者医療制度創設による税の減収から、財源不足を一般会計から補てんするなど、非常に厳しい状況が続いています。

こうした現状を踏まえ、国保事業の財政安定を図るため、また今後の医療費の動向などの影響を考慮し、平成21年度から国民健康保険税の税率を改正することとなりました。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

①国民健康保険税率比較表

(医療分・後期高齢者支援分・介護納付金分)

課税分類	課税区分	平成21年度	平成20年度
医療分	所得割	7.80%	5.00%
	資産割	30.00%	30.00%
	均等割	20,000円	16,000円
	平等割	20,000円	20,000円
後期高齢者支援分	所得割	2.00%	2.00%
	資産割	8.00%	8.00%
	均等割	5,000円	4,000円
	平等割	6,000円	6,000円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方のみ)	所得割	1.30%	0.80%
	資産割	7.00%	7.00%
	均等割	7,000円	7,000円
	平等割	6,000円	6,000円

②国民健康保険税の納期について

今回の税率改正により納税者の負担を軽減するため、平成21年度から普通徴収（現金または口座振替）の納期が6期から8期に変更します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収	○		○		○		○		○		○	
	仮徴収						本徴収					

○お問い合わせ 町民税務課 税務G ☎ (84) 1966 (直通)

国民健康保険運営協議会から答申書が提出されました

2月10日、町長室において、国民健康保険運営協議会の樋下会長並び増田会長代理より、染谷町長へ答申書が提出されました。

今回の税率改正については、国保事業の安定運営と財政健全化のための方策を検討するため、五霞町国民健康保険運営協議会に諮問されました。

協議会では、諮問された内容について慎重な審議、検討を行い、答申書が取りまとめられました。

